

## 生駒市規則第 27 号

生駒市高山竹林園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 6 月 21 日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市高山竹林園条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市高山竹林園条例施行規則（平成元年 4 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「について、」を「に関し」に改める。

第 2 条の見出し中「開館」を「開館時間」に改め、同条中「高山竹林園資料館及び竹生庵」を「条例第 4 条第 1 項に規定する有料園施設」に、「開館及び」を「開館時間又は」に、「次のとおり」を「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同条ただし書中「市長が必要と認めるときは」を「条例第 2 条の 2 に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 高山竹林園資料館 午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 竹生庵、多目的広場及びゲートボール場 午前 9 時から午後 5 時まで

第 3 条ただし書中「市長が必要と認めるときは」を「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に、「休館及び」を「休館し、若しくは」に改める。

第 4 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 5 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、「様式第 2 号。」を削り、同条第 2 項中「担当職員」を「係員」に改め、同条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に、「様式第 3 号」を「様式第 2 号」に改める。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「第7条」を「第7条第1項」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料の」を「利用料金の」に、「有料園施設使用料減免申請書（様式第4号）」を「有料園施設利用料金減免申請書（様式第3号）」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「場合」を「とき」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第9条ただし書に規定する使用料」を「第9条第2項の規定により利用料金」に、「場合」を「とき」に改める。

第10条第1項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

第11条第3号及び第4号中「担当職員」を「係員」に改める。

第13条中「市長」を「指定管理者」に、「前条の各号」を「前条各号」に改める。

様式第1号中「生駒市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

様式第2号を削る。

様式第3号中「生駒市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「有料園施設使用料減免申請書」を「有料園施設利用料金減免申請書」に、「生駒市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同様式を様式第3号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市高山竹林園条例施行規則の規定により作成されている申請書の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。